

○飛驒市個人情報保護条例

平成16年2月1日
条例第15号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の収集、登録及び管理(第6条—第10条)
 - 第2節 個人情報の利用(第11条—第13条)
 - 第3節 電子計算組織による処理(第14条)
 - 第4節 自己情報の開示及び訂正等の請求(第15条—第30条)
 - 第5節 不服申立て(第31条—第33条)
- 第3章 事業者に対する意識啓発等(第34条)
- 第4章 飛驒市情報公開・個人情報保護審査会(第35条—第37条)
- 第5章 補則(第38条—第42条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市における個人情報の収集、管理並びに利用及び提供についての基本的事項を定め、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市民等の自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、市民等の権利利益を保護し、市民と市との信頼関係を深め、一層公正で開かれた市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文章、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。)に記録されるもの又は記録されたものをいう。
- (2) 実施機関 市長(水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防本部及び議会をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが、実施機関に個人情報が保有されている者をいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。
- (5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別することができる当該個人(他の情報と照合することにより識別することができることとなる個人を含む。)をいう。
- (6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (7) 電子計算組織 与えられた一連の処理手順に従い、電子計算機及びその関連機器を利用して事務を処理する組織をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、その取扱いに適正を期すとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、個人情報の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の収集、登録及び管理

(収集等の一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集、保管又は利用(以下「収集等」という。)に当たっては、その所管する事務の目的達成に必要な最小限の範囲で取り扱わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令及び条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき、又は飛驒市情報公開・個人情報保護審査会(以下第35条を除き「審査会」という。)の意見を聴いて正当な事務の実施のために必要がある

と実施機関が認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 犯罪に関する事項
- (3) その他社会的差別の原因となる事項

(収集方法の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する目的を明らかにし、本人から収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次のいずれかに該当するときは、本人以外の者から個人情報を収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定に該当して個人情報を本人以外のものから収集した場合で、特に必要があると認める場合は、当該本人にその旨を通知するものとする。

4 本人又はその代理人が申請行為その他これに類する行為を行った場合は、第1項の規定により、収集されたものとみなす。

(個人情報取扱事務の登録等)

第8条 実施機関は、個人情報の収集等に係る事務について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備えなければならない。ただし、簡易な又は一般的な個人情報については、この限りでない。

- (1) 事務の名称
- (2) 事務の目的
- (3) 個人情報の記録項目
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) その他市長が定める事項

2 実施機関は、個人情報の収集等に係る事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ登録簿に登録し、市長に届け出なければならない。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないとときは、事務を開始し、又は変更した日以降において、前項の規定の登録をすることができる。

4 市長は、前2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を審査会に報告しなければならない。

(適正な維持管理)

第9条 実施機関は、個人情報の収集等をするときは、個人情報の保護を図るために、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新なものとすること。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要ななくなった個人情報(歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。)は、速やかに廃棄し、又は消去すること。

2 実施機関は、前項に規定する維持管理を行うため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第10条 実施機関は、個人情報に係る業務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、個人情報の適切な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報に係る業務の委託を受けた者は、前条第1項各号に掲げる事項について適切な措置を講じなければならない。

3 実施機関からの委託を受けた個人情報に係る業務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 個人情報の利用

(適正利用の原則)

第11条 実施機関は、収集した個人情報を当該個人情報の取り扱う事務の目的に即して適正に利用しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第12条 実施機関は、個人情報の収集等の目的を超えた利用(以下「目的外利用」という。)又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊張かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を目的外利用し、又は外部提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。
- 3 実施機関は、第1項第4号又は第5号の規定に該当して目的外利用又は外部提供した場合で、特に必要があると認めるときは、当該本人にその旨を通知するものとする。

(提供先に対する措置の要求)

第13条 実施機関は、個人情報を外部提供する場合において、必要があると認めるときは、当該外部提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

第3節 電子計算組織による処理

(電子計算組織の結合の制限)

第14条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報の処理を行うに当たっては、市以外の者との間において、通信回線による電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

第4節 自己情報の開示及び訂正等の請求

(開示の請求)

第15条 市民等は、実施機関に対し、当該実施機関の保有している公文書等に記録されている自己情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(開示請求の方法)

第16条 前条の規定による開示請求は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) その他市長が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で市長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求した者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者以外の者に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
 - イ 事業者に関する情報のうち、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、事業者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (2) 法令等の規定により、開示することができないとされている情報
- (3) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (4) 国、他の地方公共団体その他公共団体(以下「国等」という。)からの協議又は依頼に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがある情報
- (5) 市、国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不當に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市、国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げる

おそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国等(その他公共団体は除く。)が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の利益を不当に害するおそれ

(7) 個人の評価、診断、選考、指導、相談、推薦等(以下「評価等」という。)に関するもので、開示することにより、当該評価等に係る実施機関の適正な業務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

2 実施機関は、前項各号に規定する個人情報が、一定期間の経過により、同項各号のいずれにも該当しなくなったときは、当該個人情報を開示するものとする。

(個人情報の部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分することができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、当該個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、遅滞なくその旨及び開示の実施に關し必要な事項を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求書を受理した日に、請求に係る個人情報を開示する旨の決定をし、当該個人情報を開示するときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示しない旨の決定をした個人情報又は一部を開示する旨の決定をした個人情報の不開示部分が期間の経過により開示することのできるものであり、かつ、その期日を明らかにできるときは、その期日を前2項の書面に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第22条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る個人情報に、市及び開示請求者以外の者(以下この条、第32条及び第33条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を開示しようとする場合であつて、当該情報が第17条第1項第1号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を第19条の規定により、開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により、意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の

開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間をおかなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第31条及び第32条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(個人情報の開示の実施)

第24条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示決定に係る個人情報の開示をしなければならない。この場合において、当該開示請求者は、実施機関に対し、自己が当該個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 公文書に記録されている個人情報 当該公文書の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録の個人情報 当該電磁的記録等の当該個人情報に係る部分を印字装置により、出力した物の閲覧又は写しの交付

3 実施機関は、前項第1号の方法による個人情報の開示をする場合において、当該個人情報が記録されている公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第18条の規定により、個人情報の部分開示をするとき、その他正当な理由があるときは、当該個人情報が記録されたものの写しを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

(訂正等の請求)

第25条 市民等は、実施機関の保有する公文書等に記録された自己情報について、事実に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。

2 市民等は、実施機関の保有する公文書等に記録された自己情報が第6条並びに第7条第1項及び第2項の規定に違反して収集されていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求をすることができる。

3 市民等は、実施機関の保有する公文書等の記録された自己情報が第12条第1項の規定に違反して目的外に利用されていると認めるとき、又は外部提供をされていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止(以下「中止」という。)の請求をすることができる。

4 第15条第2項の規定は、前3項に規定する訂正、削除又は中止の請求(以下「訂正等の請求」という。)について準用する。

(訂正等の請求の方法)

第26条 前条の規定による訂正等の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 訂正等の請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正、削除又は中止を求める内容及び理由

(4) その他市長が定める事項

2 第16条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する決定等)

第27条 実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報の訂正、削除又は中止をするときは、訂正、削除又は中止をする旨の決定をし、速やかに訂正、削除又は中止をした上、訂正等の請求をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報の訂正、削除及び中止をしないとき(訂正等の請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、訂正、削除及び中止をしない旨の決定をし、訂正等の請求をした者に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第28条 前条の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正等の請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第26条第2項の規定により、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第22条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

(苦情の申出)

第29条 市民等は、実施機関が行う個人情報の取扱いについての苦情を、実施機関に申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の苦情の申出を受けたときは、速やかに調査し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

3 市民等は、事業者が行う個人情報の取扱いについての苦情を、市長に申し出ることができる。

4 市長は、前項の苦情の申出を受けたときは、速やかに調査し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(費用負担)

第30条 自己情報の開示、訂正、削除及び中止に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により開示される個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、市長は経済的困難その他特別の理由があると認めたときは、写しの交付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第5節 不服申立て

(審査会への諮問等)

第31条 開示決定等及び訂正決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第33条において同じ。)を変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示するとき並びに訂正決定等(訂正等の請求に係る個人情報の全部の訂正、削除及び中止をする旨の決定を除く。以下この号及び第33条において同じ。)を変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の訂正、削除及び中止をするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、審査会から諮問に対する答申を受けたときは、その答申を十分尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第32条 前条の規定により、諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第33条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第3章 事業者に対する意識啓発等

(事業者に対する意識啓発等)

第34条 市長は、事業者が個人情報の保護を図るために適切な措置を講ずることができるよう、必要な意識啓発及び指導を行うものとする。

2 市長は、事業者がこの条例の趣旨に反する行為をしていると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、事業者がこの条例の趣旨に著しく反する行為をしていると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その行為の是非若しくは中止を指導し、又は勧告をすることができる。

第4章 飛騨市情報公開・個人情報保護審査会

(設置)

第35条 第31条第1項の規定に基づき、実施機関の諮問に応じ、不服申立てについて審査するため、飛騨市情報公開・個人情報保護審査会を設置する。

(準用)

第36条 組織、会長、会議、審査会の調査権限、意見の陳述等、意見書の提出、提出資料の閲覧及び答申書の送付等については、飛騨市情報公開条例(平成16年飛騨市条例第14号。以下「情報公開条例」という。)第4章の規定を準用する。

(読み替え)

第37条 前条の規定により、情報公開条例を準用する場合において、同条例第25条第1項中「不服申立てのあった情報公開条例に基づく公開決定等に係る情報」を「個人情報保護条例に基づく開示決定、訂正決定等に係る個人情報」と、「情報の公開」を「個人情報の開示」と、同条例第3項中「公開決定等に係る情報」を「開示決定等に係る個人情報」とそれぞれ読み替えるものとする。

第5章 補則

(出資法人等の責務)

第38条 市が出資法人等のうち規則で定めるものは、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者の責務)

第39条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者

をいう。)が同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行うに当たって個人情報を取扱う場合については、第2章の規定を準用する。

(実施状況の公表)

第40条 市長は、毎年度この条例の規定による実施機関の個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(他の法令等との調整)

第41条 第2章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報

(2) 岐阜県統計調査条例(平成20年岐阜県条例第53号)第2条に規定する調査によって集められた個人情報

2 第15条から第19条まで、第21条から第24条まで、第30条及び第31条の規定は、法令又は他の条例の規定に基づき、自己の個人情報が記録されている公文書が閲覧若しくは縦覧に供されている場合、又は当該公文書の謄本、抄本その他写しの交付を受けることができる場合における当該個人情報の開示については、適用しない。

3 前項の場合において、法令又は他の条例の規定に基づき、閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本、抄本その他写しの交付を受けた公文書に記録されている個人情報について、当該法令又は他の条例に訂正の手続の定めがないときは、当該個人情報は、第25条第1項の規定の適用については、第24条第1項の規定により開示を受けた個人情報とみなす。

4 第25条から第28条まで及び第31条の規定は、法令又は他の条例の規定により、個人情報の訂正の手続が定められている場合における当該個人情報の訂正については、適用しない。

5 前各項に規定するほか、実施機関は、図書館その他の図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする市の施設において管理されている情報であって、一般に閲覧に供し、又は貸し出すこととされていることを目的として保管している個人情報については、この条例は適用しない。

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年2月1日から施行する。

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に実施機関が作成し、又は取得した情報について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の古川町、河合村、宮川村及び神岡町並びに解散前の吉城広域連合から承継された情報については、合併前の古川町個人情報保護条例(平成13年古川町条例第28号)、河合村個人情報保護条例(平成14年河合村条例第12号)、宮川村個人情報保護条例(平成14年宮川村条例第2号)又は神岡町個人情報保護条例(平成13年神岡町条例第21号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の適用を受けていた情報を除き、適用しない。

(経過措置)

4 この条例の施行の日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成16年10月8日条例第272号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月19日条例第6号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。